

## 松本清張の法廷ミステリー研究

孫, 平

<https://hdl.handle.net/2324/5068283>

---

出版情報 : Kyushu University, 2022, 博士 (学術), 課程博士  
バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 孫平

論 文 名 : 松本清張の法廷ミステリー研究

区 分 : 甲

## 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、序章・本論（三部六章）・終章から成り、本論各部は二章から構成されている。各章の概要は、以下の通りである。

序章は、松本清張研究の概要と従来の主要な研究テーマを確認し、法廷ミステリーという問題設定の背景と本論各章の概要を整理している。

第一章は、2016年『松本清張ジャンル別作品集』（双葉社）での「法廷ミステリー」というジャンル化の有効性を再確認する。清張の法廷ミステリーは、①「法律の条文を素材とする」もの、②「現実の事件を中核にする」もの、③「裁判をめぐる偽証、自白、冤罪の構造などの問題を問う」ものの三つに大別され、創作時期が1950年代後半から60年代に集中し、掲載誌や作品のスタイルが多様であることが確認される。その上で、清張の法廷ミステリーの基礎的性格を「松川裁判」の広津和郎と比較考察することで、清張の方法の特色が「周辺の考察」にあることが確認され、その具体例として「一年半待て」、「上申書」、「証言の森」、「奇妙な被告」、「証言」などの作品を指摘し検討している。

第二章は、法廷ミステリーの第一作「一年半待て」（1957）の執筆時期が、社会派推理小説ブームを起こした「点と線」と「眼の壁」の連載時期に重なり、掲載誌も『週刊朝日』であった点に注目し、同作の社会派的な要素としての女性という問題を焦点化する。同作の主人公で不幸な夫婦生活の果てに夫殺しをした主婦の須村さと子とメディアにおいて須村の弁護を行う女性評論家の検討を通じて、戦後社会における男女関係、同時代の「第一次主婦論争」の摂取などの要素を抽出する。そうした考察を通じて裁判判決の手続きを素材とする本作に潜む社会派的な要素としての女性の問題に照明を当てるとともに、清張の作品史における歴史物から現代物への転換点となる作品として位置付けている。

第三章は、冤罪事件で死んだ兄の復讐をする女性が主人公の「霧の旗」（1959）について、掲載誌『婦人公論』の論調、同時代の「よろめき」ブームなどを視点に、法廷ミステリーと女性の問題の関係性について分析する。具体的には、本作の背景に三島由紀夫『美德のよろめき』による「よろめき」ブームや姦通小説ブームがあり、清張がそうした動向と掲載誌『婦人公論』での論調の双

方を意識していたことを確認し、冤罪事件の被害者の妹が、弁護を依頼した弁護士に復讐する経緯を通して女性の問題が点綴されているとして、法廷ミステリーにおける女性の問題を可視化する。

第四章は、第三章を受けて「霧の旗」のもう一つの論点として冤罪事件を素材とした清張の創作方法について考察する。「霧の旗」については、裁判制度の批判という評価や現代社会の悪を描き出した「社会派」の視点から評価が多いが、「冤罪事件」やメディアでの裁判報道という同時代的な文脈との関係については十分に検討されてこなかった。本章では、1950年代後半からの国民的な裁判批判運動や伊藤整の「チャタレイ裁判」や澁澤龍彦の「サド裁判」などの大々的にメディアで報道された裁判事件なども視野に入れ、「霧の旗」発表前後が、清張文学の中でも特に現実の事件に取材した作品が多いことに注目し、作品における二つの殺人事件の分析を通じて、同時代の裁判批判運動の言説の摂取や真相を語ることの限界性の背景を考察している。

第五章は、「別府三億円保険金殺人事件」を素材とする小説「疑惑」(1982)について、真相不明な現実の裁判事件とその報道の小説化の様相を中心に論じる。本作は、現実の事件におけるマスコミの報道のあり方を批判する法廷ミステリーの評価がある一方、作品の具体的な分析は十分でなかった。現実の事件では、無罪を主張し強烈な印象を与える男性(夫・父)被告人が、「疑惑」では、被告人が鬼塚球磨子という独身の女性に設定され、現実の事件とは違って、作中では、この女性被告人は自らの言葉で自身について語る設定にはなっていない点に注目し、その変更を「心証」の形成と「犯罪実話」との関係から分析し、「疑惑」におけるマスコミ批判が、「心証」の形成と「犯罪実話」への欲望という問題と不可分であることを指摘する。具体的には、「疑惑」における「悪女」としての人物像や作品の結末における真相を知った弁護士の死の暗示には、マスコミに代表されるメディアの欲望が投影されており、そのようなメディアの欲望の再利用に清張の法廷ミステリーの性格を読む。

第六章は、戦前の「巣鴨若妻殺し」事件に取材した「証言の森」(1958)を論じる。清張の法廷ミステリーにおいては、事件関係者や証人の死亡や行方不明によって真相が隠蔽され、小説も宙吊りのまま結ばれる例が珍しくない。その空白や余白は、「解釈の余地」を派生させる機能として計算されており、それは、現実の事件についての記憶や情報また同時代的な状況など、読者も共有する記憶や体験などと関連づけることを使喚する仕掛けになっている。本作品は、タイトルが暗示するように、一つの殺人事件をめぐる様々な証言が語られる点で、法廷ミステリーの基本的な性格を示す作品である。従来の研究では、素材となった事件を「証言の森」以外にも作品化している点や法廷での虚偽の自白と証言の生産過程の描出の仕方が注目されてきたが、本論では、素材となった事件の新聞等におけるメディア報道を確認し、それと作品とを具体的に対比検討する。素材の事件も「探偵小説もどき」の事件として報道されていたが、清張は通常は大事にする犯罪動機の報道を捨象し、日常の夫婦喧嘩の「死」というかたちに作り変えている。また、実際の事件報道とは全く関係がない要素として、作品後半で、事件についての有力な新証言が戦時下の状況下で無視され、

その真相を知っている可能性がある人物を戦死させることで事件は闇に葬られるという結びにしている。こうした改変や付加には、日常の中の一人の死がメディア報道で大々的に報じられる状況と多数の人間が死の理由や背景が不問にされたまま戦死として扱われる戦時下の状況とを結びつける機能があり、しばしば現実の事件に取材する法廷ミステリーが、共同体の記憶と深く関係することを指摘した。

終章では、本論各章の検討を通じて浮上した問題として、作品の結末が作中で用意された事件や出来事の解決となることが一般的なミステリーのジャンルにおいて、清張の法廷ミステリーの場合は、第六章でも注目したように「終わらない結末」の要素が濃いことを指摘する。その上で、あらためて各章の概要を整理するとともに今後の課題を提示している。

末尾には、参考文献一覧のほか、付録として「松本清張の裁判事件に関する評論、対談、記事一覧」と「松本清張の法や裁判を描く作品一覧表」を付している。

本論文は、上記の具体的な作品分析を通じて、法廷ミステリーにおいて際立つ齟齬する語りの機能や効果などを計算した創作方法、作品で問題になる事件や話題に関するメディア言説の受容およびメディア言説との相補的な関係性などを解明することで、松本清張の法廷ミステリーというジャンルの輪郭を描き出す内容になっている。